

港長公示第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年7月31日

博 多 港 長



博多港第1区博多漁港北側海域における航泊禁止について

博多港第1区博多漁港北側海域において、福岡造船株式会社による新造船（全長 99.80m）の進水作業が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、同作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。

記

1 期 間

令和8年8月17日（月）12時20分から13時30分までの間
（予備日：令和8年8月18日（火）12時50分から14時00分までの間）

2 区 域（別図参照）

博多港第1区

次の各地点を順次結んだ線及びイ点と二点を結んだ線により囲まれた海域

イ点	北緯 33 度 35 分 58 秒	東経 130 度 22 分 56 秒
ロ点	北緯 33 度 36 分 00 秒	東経 130 度 23 分 05 秒
ハ点	北緯 33 度 35 分 55 秒	東経 130 度 23 分 17 秒
二点	北緯 33 度 35 分 48 秒	東経 130 度 22 分 59 秒

3 備 考

航泊禁止期間中、現場には福岡造船株式会社手配の警戒船2隻が配備される。

航泊禁止区域図

